資料－４

（４）令和7年度 活動計画（案）

◆ 全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取組
（「施工時期の平準化）に向けた取組）
◆ 建設業における休日確保に向けた取り組み

令和7年度 活動計画（案）

①全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取り組み

【取り組み内容】

◆ 発注関係事務相談キャラバン（2巡目）の実施

- 2巡目は、「施工時期の平準化」（「さしすせそ」の活用）の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- 令和7年度は、概ね人口3万人未満の自治体を対象として訪問予定（継続）。

◆ 発注見通し（統合版）の公表（継続）

- 【工事・業務】「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表（四半期ごとの当該月に各2回）。
- 【中長期】市町村への公表拡大。公表が可能な機関から段階的に実施。

②建設業における休日確保に向けた取り組み

【取り組み内容】

◆ 週休2日工事の浸透・定着

- 週休2日工事への取り組み状況は、新たに達成割合を全国統一指標・地域独自指標に追加
  ①発注件数割合（週休2日対象工事発注件数（公告等）/全発注工事件数（公告等））（継続）
  ②達成割合（週休2日達成工事件数（完成）/全工事件数（完成））
- 「週休2日適正工期発注宣言」宣言機関：100%を目標

◆ 「統一的な現場閉所」（第8弾）による週休2日の促進

- 年間を通じて毎週土曜日・日曜日を対象（現場条件等から実施が困難な場合は「4週8休」を確保）。

令和7年度のスケジュール（案）

令和7年2月17日	「令和6年度　北陸ブロック発注者協議会（幹事会）」の開催
令和7年5月28日	「令和7年度　北陸ブロック発注者協議会」の開催
令和7年8月頃	「令和7年度　北陸ブロック発注者協議会（県部会）」の開催 ・新潟県部会（令和7年8月頃　開催予定） ・富山県部会（令和7年8月頃　開催予定） ・石川県部会（令和7年8月頃　開催予定）
令和7年10月頃	「ワーキンググループ」の実施 ・新潟県WG（令和7年10月頃　開催予定） ・富山県WG（令和7年10月頃　開催予定） ・石川県WG（令和7年10月頃　開催予定）
令和7年11月頃	「発注関係事務相談キャラバン」の実施 10市町村を対象として訪問予定 ・新潟県内（令和7年11月頃　開催予定） ・富山県内（令和7年11月頃　開催予定） ・石川県内（令和7年11月頃　開催予定）
令和8年2月頃	「令和7年度　北陸ブロック発注者協議会（幹事会）」の開催
令和8年5月頃	「令和8年度　北陸ブロック発注者協議会」の開催

全国統一指標・地域独自指標の
目標達成に向けた取組み
（「施工時期の平準化」に向けた取組み）

令和7年度　発注関係事務相談キャラバン計画

□ キャラバン 2巡目訪問市町村

※ 政令市除く。
※ 1巡目は、H29：20市町村、H30：22市町村、R01：22市町村を実施。
※ R01は「平準化ヒアリング」にて実施。R02より「相談キャラバン 2巡目」を本格実施。
※ 人口：総務省HP【総計】住民基本台帳人口・世帯数、平成30年度人口動態（市区町村別）【H30】

人口別	市町村数	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7（案）	R8（案）	訪問済み（R6まで）
10万人以上	（管内：7） 新潟県：2 富山県：2 石川県：3	（管内：4） 新潟県：2 富山県：1 石川県：1	（管内：3） 新潟県：－ 富山県：1 石川県：2	－	－	－				（管内：7） 新潟県：2 富山県：2 石川県：3
5～10万人	（管内：15） 新潟県：9 富山県：2 石川県：4	－	（管内：1） 新潟県：1 富山県：－ 石川県：－	（管内：8） 新潟県：4 富山県：2 石川県：2	（管内：6） 新潟県：4 富山県：－ 石川県：2	－				（管内：15） 新潟県：9 富山県：2 石川県：4
3～5万人	（管内：14） 新潟県：6 富山県：6 石川県：2	－	－	－	（管内：2） 新潟県：－ 富山県：2 石川県：－	（管内：7） 新潟県：2 富山県：4 石川県：1	（管内：5） 新潟県：4 富山県：－ 石川県：1			（管内：14） 新潟県：6 富山県：6 石川県：2
～3万人	（管内：27） 新潟県：12 富山県：5 石川県：10	－	－	－	－	（管内：2） 新潟県：－ 富山県：1 石川県：1	（管内：4） 新潟県：2 富山県：1 石川県：1	（管内：10） 新潟県：6 富山県：2 石川県：2	（管内：11） 新潟県：4 富山県：1 石川県：6	（管内：6） 新潟県：2 富山県：2 石川県：2
合計	（管内：63） 新潟県：29 富山県：15 石川県：19	（管内：4） 新潟県：2 富山県：1 石川県：1	（管内：4） 新潟県：1 富山県：1 石川県：2	（管内：8） 新潟県：4 富山県：2 石川県：2	（管内：8） 新潟県：4 富山県：2 石川県：2	（管内：9） 新潟県：2 富山県：5 石川県：2	（管内：9） 新潟県：6 富山県：1 石川県：2	（管内：10） 新潟県：6 富山県：2 石川県：2	（管内：11） 新潟県：4 富山県：1 石川県：6	（管内：42） 新潟県：19 富山県：12 石川県：11

令和7年度訪問対象市町村（案）（11月頃実施予定）

新潟県	加茂市、田上町、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村	人口～3万人　継続
富山県	上市町、朝日町	人口～3万人　継続
石川県	羽咋市、志賀町	人口～3万人　継続

直接訪問、Web形式を併用

- ◆「施工時期の平準化」の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- ◆ 更なる推進を図るため自治体の特徴に併せた具体例を提示。
- ◆ 全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取組も実施。

令和7年度「発注見通しの公表 統合版」

令和7年度　発注見通し公表スケジュール

◆ 工事、業務委託（測量、調査及び設計）の発注見通し
更新時期：1回／四半期（「公表基準日」は各月15日、30日）
対象機関：国、県、政令市、市町村

◆ 中長期的な発注見通し
更新時期：1回／年（第2四半期）　※ 第2四半期を基本とするが、各発注機関の公表時期に合わせて更新
新規参画：統合版公表のタイミング（四半期毎）でいつでも参画可能
対象機関：国、県、政令市、市町村　（データ提供可能な機関より順次公表。）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
工　事	4/15、4/30	7/15、7/30	10/15、10/30	1/15、1/30
業務委託	4/15、4/30	7/15、7/30	10/15、10/30	1/15、1/30
中長期的な見通し	新規参画	更新 ＋ 新規参画	新規参画	新規参画

R7.4
津幡町
新規参画

令和7年度の取り組み

◆ 参画機関の増加（業務委託、中長期）（データ提供可能な機関より順次公表）
- 参画時期は、統合版公表のタイミング（四半期毎）でいつでも可能

◆ 「工事」、「業務委託」の発注見通し統合版（Excel版）の利用促進（継続）

【参考】公共工事の円滑な施工確保（中長期的な公共工事の発注の見通し）

◆ 公共工事の円滑な施工確保について（通知）
（R03.12.21_総務省・国土交通省⇒都道府県（⇒市町村））

公共工事の品質確保、工事の適正な施工の確保

□ 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要
◆ 技能労働者の適切な賃金水準の確保（実勢を反映した労務単価の設定）
◆ 公共投資の安定的・持続的な見通しの確保（安定した雇用・就業環境の形成）

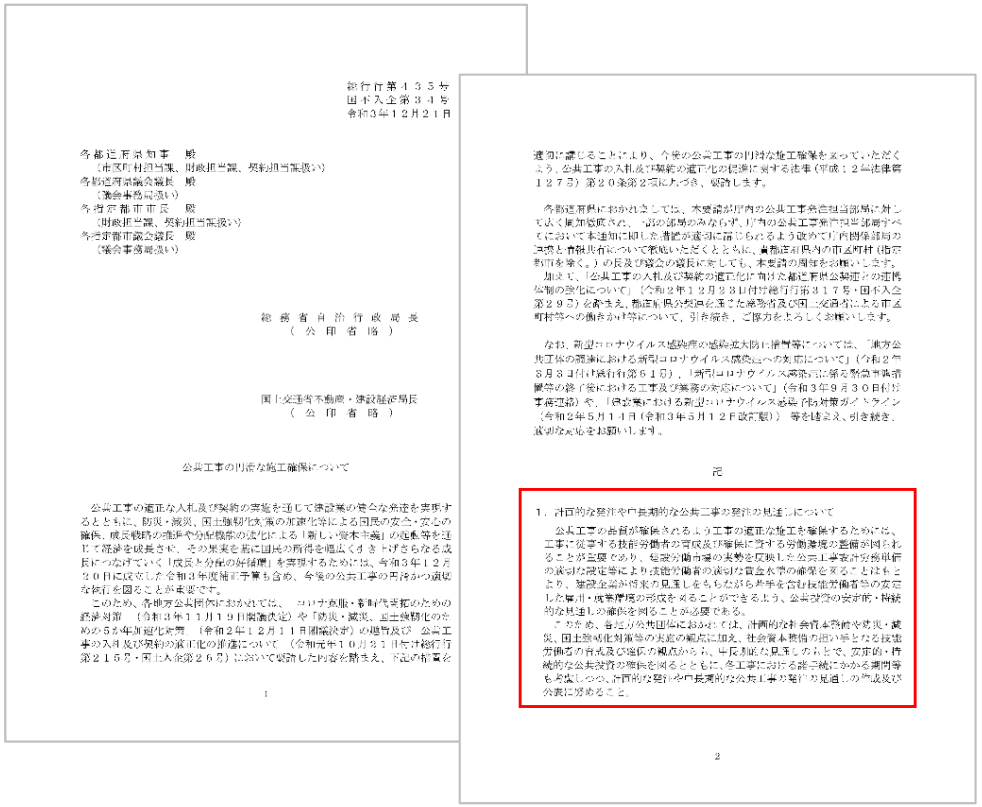

総行行第１３５号
国不入企第３４号
令和３年１２月２１日

各都道府県知事　殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長　殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長　殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長　殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設産業局長
（公印省略）

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靭化政策の加速化による国民の安全・安心の確保、成長戦略の推進や効果機能の強化による「新しい資本主義」の推進等を通じて経済を成長させ、その果実を基に国民の所得を幅広くすそ野を広げるなどの成長につなげていく「成長と分配の好循環」を実現するためには、令和３年１２月２０日に成立した令和３年度補正予算も含め、今後の公共工事の円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各地方公共団体におかれては、コロナ禍・新型インフルエンザ等対策のための緊急対策（令和２年４月７日閣議決定）や「防災・減災、国土強靭化のための５ヵ年加速化対策」（令和２年１２月１１日閣議決定）の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年１０月２１日付け総行行第２１５号・国土入企第２６号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を

1

遺憾に感じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２０条第２項に基づき、要請します。

各都道府県におかれましては、本要請が庁内の公共工事発注担当部局に対してより周知徹底され、一部の部局のみならず、庁内の公共工事発注担当部局すべてにおいて本通知に即した措置が適切に講じられるよう改めて庁内関係部局の周知と情報共有について配慮いただくとともに、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

加えて、「公共工事の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公共調達官の連携強化の強化について」（令和２年１２月２３日付け総行行第３１７号・国不入企第２９３号）を踏まえ、都道府県分担回答等による国土交通省による市区町村等への働きかけ等について、引き続き、ご協力をよろしくお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等については、「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和２年３月３日付け総行行第６１号）、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等の終了後における工事及び業務等の対応について」（令和３年９月３０日付け事務連絡）や、「建設業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和２年５月１４日（令和３年５月１２日改訂版）」等を踏まえ、引き続き、適切な対応をお願いします。

記

1．計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しについて

公共工事の品質が確保されるよう工事の適正な施工を確保するためには、工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要であり、建設労働者の実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定等により技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見通しをもちながら雇用を含む技能労働者の安定した雇用・就業環境の形成をめざすことができるよう、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保を図ることが必要である。

このため、各地方公共団体におかれては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靭化対策等の実施の観点に加え、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点から、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

2

R03.12.21_総務省・国土交通省⇒都道府県（⇒市町村））

各地方公共団体では、

◆「計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靭化対策等の実施」「社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保」の観点から、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図ることが必要。

◆ 各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

【参考】「中長期的な発注見通し」の公表事業の選定及び公表期間・内容について

公表事業の選定（案）

□ 既にホームページ等で公表している事業、対外的に公表をしている事業

例）再評価事業、社会資本総合整備計画、●●市総合計画、●●市中期計画　等

・ 既に事業化されている継続事業、今後新たに事業化される新規事業を対象とする。

・ 線的・面的な事業を基本とし、連続性・一体性のある事業を対象とする。

例）バイパス事業、駅周辺整備事業、都市公園等整備事業、河川改修事業　等

・ 市単独事業、補助事業、交付金事業等　事業形態は問わない。

・ 分野（河川、道路、港湾、ダム、農地、公園、建築、下水道等）の指定はしない。

なお、点在する構造物、不連続な構造物の集合体を総称した事業は対象外とする。

例）●●施設の長寿命化五カ年計画、●●施設の耐震補強5ヶ年計画　等

また、ある程度全体事業費が大きい億単位の事業を対象とする。

公表事業の期間（案）

□ 事業期間の目安は、5年又は5年以上を基本としつつも、3～4年の複数年工事も可。

□ 事業期間として、「計画・調査、設計、用地買収、工事」を含めた一連の事業を基本としつつも、債務負担行為を活用した中期的な工事の見通し公表でも可。

公表事業の内容（案）

□ 「全体事業規模」欄は公表事業概要等から定量的な規模で記載、「全体事業費」欄は公表していれば総額を記載。事業期間のみで全体事業費を公表してない場合は、空白でも可。

□ 「事業進捗/完成予定時期」欄は事業期間等を記載。「備考」欄は今後の計画年次金額等。

□ 公表にあたり、不確定要素はある場合は、機関名のタイトルバーに注釈で断り事項を記載。

建設業における休日確保に向けた取り組み
（週休２日の取組み・統一的な現場閉所）

令和7年度　統一的な現場閉所チラシ

庁舎にチラシ・ポスターを掲示し、民間工事への周知を図る

北陸建設業界の担い手確保に向け
建設現場の「土日閉所」を推進します
（統一的な現場閉所「第8弾」）

令和7年度

毎週

土曜日・日曜日
「現場閉所の統一日」
＋
柔軟な運用

※ 現場条件・多様な働き方に対応する柔軟な週休2日制度の導入

新潟県、富山県、石川県内の
建設工事は土日閉所します

【北陸ブロック発注者協議会】
北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、東京航空局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、金沢国税局、信越自然環境事務所、東日本高速道路(株) 新潟支社、中日本高速道路（株）金沢支社、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局
新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全80機関で統一実施

令和6年度

令和7年度 統一的な現場閉所の取り組みを提案 （毎週土曜日・日曜日の閉所）	R7.2.17 R6幹事会
協議会各委員に周知（ポスターの配布） 新潟県・富山県・石川県を 通じて各市町村に周知 既発注工事への周知を含め、令和7年度当初よりポスターを掲示	R7.3中旬

令和7年度

各機関で取り組み

令和7年度 上半期 実施状況調査	R7.10頃
各機関での取り組み 内容の確認（上半期分）	R8.2頃 R7幹事会
令和7年度 年間 実施状況調査	R8.3末 依頼

令和8年度

各機関での取り組み 内容の確認（令和7年度）	R8.5頃 R8協議会

「週休2日適正工期発注宣言」「週休2日取組企業宣言」（令和6年4月～）

- ◆ 令和6年4月に「週休2日適正工期発注宣言」「週休2日取組企業宣言」の宣言制度を創設。
- ◆ 建設業界における「働き方改革」、「週休2日の確保」の推進を図ることを目的。
- ◆ 受発注者双方で取り組みを『宣言』し、市町村工事も含め週休2日工事の拡大を図る。

「週休2日適正工期発注宣言」

発注者が「週休2日」を確保できる“適正な工期設定”を行い発注していることを『宣言』

「週休2日取組企業宣言」

企業として、従業員が「週休2日」を取得でき、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいることを『宣言』

下記のいずれか（もしくは、両方）をもって『宣言』

①ポスターを執務室等に掲示
（企業宣言は、会社、現場事務所等に掲示）
②ホームページで宣言した旨を公表

週休2日 change!!
適正工期発注宣言
北陸ブロック発注者協議会

発注者用ロゴマーク

週休2日 change!!
取組企業宣言
北陸ブロック発注者協議会

受注者（企業）用 ロゴマーク

発注者用ポスター

受注者（企業）用 ポスター

「週休2日適正工期発注宣言」宣言機関（令和7年5月23日時点）

週休2日 change!! 適正工期発注宣言 北陸ブロック発注者協議会

令和7年度目標
宣言機関：100%

全機関（R7.5.23時点）
46/80（57.5%）

国・県・法人

	機関名	発注宣言
国	国土交通省 北陸地方整備局	○
	国土交通省 北陸信越運輸局	
	海上保安庁 第九管区海上保安本部	○
	農林水産省 北陸農政局	○
	林野庁　関東森林管理局	
	財務省 北陸財務局	
	国税庁 金沢国税局	
	環境省 信越自然環境事務所	
	国土交通省 東京航空局	
	国土交通省 大阪航空局	
県	新潟県	○
	富山県	○
	石川県	○
法人	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局	○
	東日本高速道路(株)	
	中日本高速道路(株)	
合　計		7/16

県内市町村

新潟県	12/30	40.0%
富山県	10/15	66.7%
石川県	17/19	89.5%
全体	39/64	60.9%

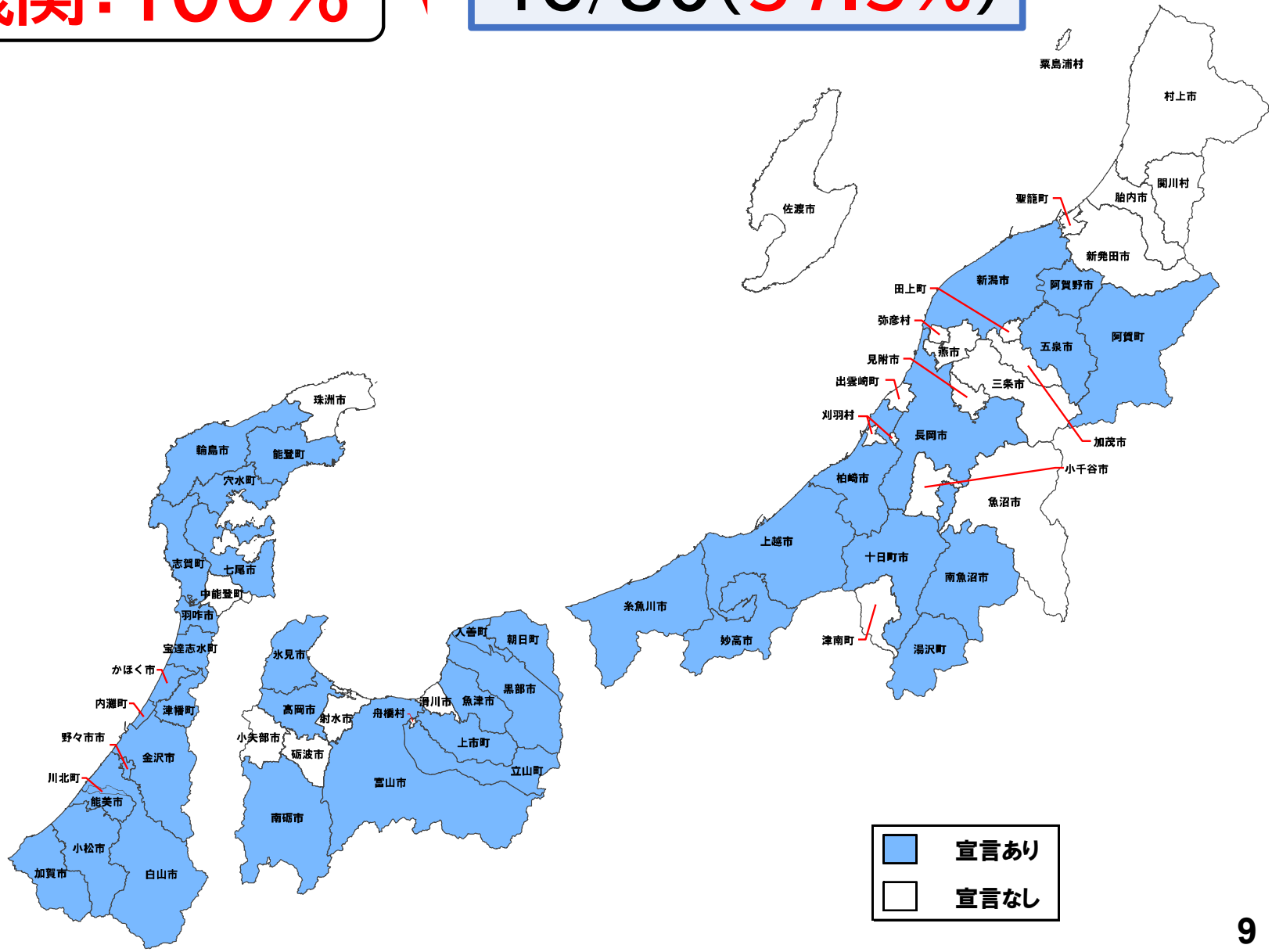

宣言あり
宣言なし

「週休2日取組企業宣言」宣言企業（令和7年5月23日時点）

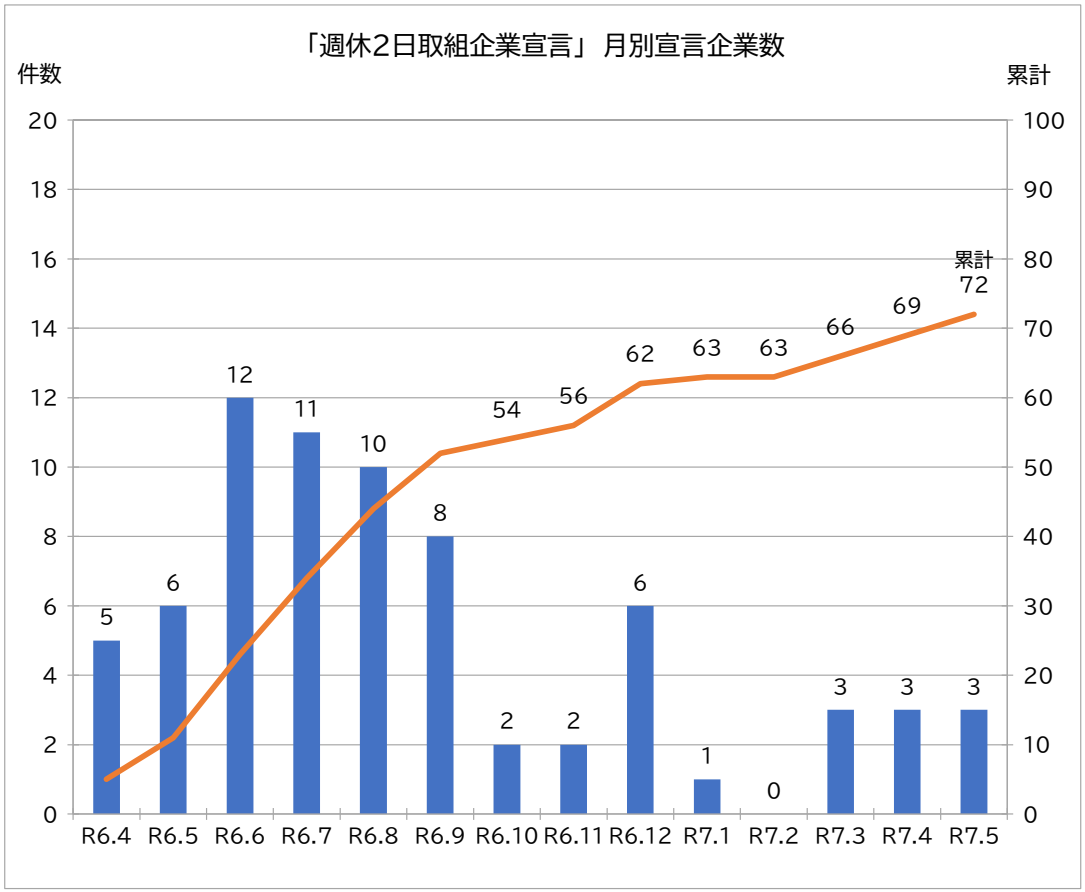

番号	商号又は名称	本店所在地	宣言年月※
1	共和土木株式会社	富山県黒部市荒俣1600	令和6年4月
2	株式会社鈴木組	新潟県村上市平林97－1	令和6年4月
3	株式会社グリーンシグマ	新潟県新潟市西区坂井700－1	令和6年4月
4	株式会社近藤組	新潟県佐渡市相川大間町45	令和6年4月
5	石川建設工業株式会社	石川県金沢市桂町ホ85	令和6年4月
6	東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木7－3－7	令和6年5月
7	株式会社小林組	新潟県阿賀野市曽郷302	令和6年5月
8	株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布1－18－4	令和6年5月
9	株式会社明翫組	石川県金沢市泉野町6－15－15	令和6年5月
10	大成ロテック株式会社	東京都新宿区西新宿8－17－1	令和6年5月
11	株式会社曙建設	新潟県長岡市千場2－17－9	令和6年5月
12	福田道路株式会社	新潟県新潟市中央区川岸町1－53－1	令和6年6月
13	北陸パブリックメンテナンス株式会社	新潟県新潟市江南区横越上町4－10－7	令和6年6月
14	世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園2－9－3	令和6年6月
15	株式会社飯作組	富山県下新川郡入善町五十里250	令和6年6月
16	桜井建設株式会社	富山県黒部市新町1	令和6年6月
17	道路技術サービス株式会社	富山県射水市橋下条527	令和6年6月
18	株式会社レックス	新潟県新潟市中央区南長潟12－10	令和6年6月
19	株式会社帆苅組	新潟県阿賀野市保田1111	令和6年6月
20	株式会社中越興業	新潟県長岡市喜多町1078－1	令和6年6月
21	株式会社新興	富山県黒部市若栗302－1	令和6年6月
22	真柄建設株式会社	石川県金沢市彦三町1－13－43	令和6年6月
23	大河津建設株式会社	新潟県燕市分水あけぼの1－1－72	令和6年6月
24	株式会社伊藤組	新潟県新発田市島潟1273－1	令和6年7月
25	丸運建設株式会社	新潟県新潟市中央区幸西1－4－21	令和6年7月
26	大高建設株式会社	富山県黒部市宇奈月温泉633－1	令和6年7月
27	黒鳥建設株式会社	新潟県新潟市西区黒鳥3747－3	令和6年7月
28	酒井工業株式会社	石川県金沢市東力町ニ170	令和6年7月
29	株式会社西方組	新潟県新潟市西区坂井1－19－34	令和6年7月
30	株式会社巴山組	新潟県東蒲原郡阿賀町九島1270	令和6年7月
31	北本建設株式会社	新潟県新潟市秋葉区中沢町10－42	令和6年7月
32	株式会社原組	新潟県新潟市江南区割野2883－1	令和6年7月
33	安達建設株式会社	富山県南砺市野田425－7	令和6年7月
34	丸高工業株式会社	新潟県新潟市東区山木戸8－1－13	令和6年7月
35	創和ジャステック建設株式会社	新潟県糸魚川市大町1－5－29	令和6年8月
36	株式会社のとさく	石川県珠洲市上戸町北方い部31－1	令和6年8月
37	株式会社廣瀬	新潟県新潟市西区善久823	令和6年8月
38	株式会社河合組	石川県野々市市押野4－222	令和6年8月
39	日本サミコン株式会社	新潟県新潟市中央区弁天橋通1－8－23	令和6年8月
40	株式会社水倉組	新潟県新潟市西蒲区巻甲5480	令和6年8月
41	丸建道路株式会社	石川県金沢市小坂町西75	令和6年8月
42	株式会社谷村建設	新潟県糸魚川市寺町1－6－35	令和6年8月
43	山隆リコム株式会社	新潟県五泉市三本木2－1－14	令和6年8月
44	株式会社興和	新潟県新潟市中央区新光町6－1	令和6年8月
45	株式会社福田組	新潟県新潟市中央区一番堀通町3－10	令和6年9月
46	株式会社ト一ホー	新潟県新潟市西区黒鳥1450	令和6年9月
47	株式会社日伸設備	新潟県新潟市江南区曽川甲380－18	令和6年9月
48	廣川建設工業株式会社	富山県下新川郡入善町古黒部3124	令和6年9月
49	株式会社吉田建設	新潟県新潟市西蒲区赤鎧1307－1	令和6年9月
50	株式会社植木組	新潟県柏崎市駅前1－5－45	令和6年9月
51	株式会社大野建設	新潟県新潟市秋葉区新津4534－2	令和6年9月
52	株式会社田中組	新潟県新潟市中央区上大川前通三番町25－7	令和6年9月
53	豊和建設株式会社	新潟県新潟市中央区一番堀通町5938－30	令和6年10月
54	小柳建設株式会社	新潟県三条市東三条1－21－5	令和6年10月
55	株式会社星野組	新潟県長岡市沢田2－11－5	令和6年11月
56	株式会社氏田組	新潟県燕市分水あけぼの1－1－72	令和6年11月
57	朝日舗道株式会社	新潟県村上市上助渕919－4	令和6年12月
58	株式会社森下組	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立130	令和6年12月
59	株式会社坂詰組	新潟県阿賀野市保田4177－1	令和6年12月
60	株式会社本間組	新潟県新潟市中央区西湊町通三ノ町3300－3	令和6年12月
61	大栄建設株式会社	富山県高岡市中川栄町3－1	令和6年12月
62	株式会社北越トラスト	新潟県小千谷市大字上片貝76－1	令和6年12月
63	株式会社馬場工務店	新潟県新発田市浦901	令和7年1月
64	朝野工業株式会社	富山県魚津市本新町27－5	令和7年3月
65	加賀建設株式会社	石川県金沢市金石西1－2－10	令和7年3月
66	株式会社東城	富山県魚津市六郎丸2935	令和7年3月
67	東工業株式会社	新潟県新潟市中央区関屋金鉢山町53	令和7年4月
68	横山建設株式会社	新潟県五泉市太田1－12－7	令和7年4月
69	株式会社小野組	新潟県胎内市西栄町2番23号	令和7年4月
70	株式会社今村組	富山県小矢部市石名田200－1	令和7年5月
71	株式会社大島組	新潟県上越市石橋1－8－33	令和7年5月
72	株式会社林土木	富山県富山市桜町2－3－3	令和7年5月
73			
74			
75			

※ 宣言年月は事務局へ宣言の報告を頂いた年月を記載しています。

発注者協議会 独自アンケート調査について

- 発注者協議会の独自アンケート調査は、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」（解説資料）に示されている「必ず実施すべき事項」「実施に努める事項」に基づいて調査
- R6．6品確法の改正に伴い、運用指針を改定（令和7年2月）
- 運用指針の解説資料も改定（令和7年3月31日公表）
- また、「第三次・全国統一指標」「地域独自指標」は検討中（令和7年5月頃決定予定）

◆ R7独自アンケートの調査項目は、

- 「運用指針（解説資料）（「必ず実施すべき事項」「実施に努める事項」）」
- 「第三次・全国統一指標」
- 「地域独自指標」

の内容を踏まえて今後調整を実施

【参考】「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正（R7）の主なポイント

運用指針とは：品確法第21条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成（令和7年）**
- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い**、その**結果をとりまとめ、公表**

	工事	測量、調査及び設計
必ず実施すべき事項	①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】 ②予定価格の適正な設定 ③歩切りの根絶 ④適正な工期設定 ⑤施工時期の平準化【内容充実】 ⑥低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ⑦適切な設計変更 ⑧スライド条項の設定等【新】　等	①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】 ②予定価格の適正な設定 ③適正な履行期間の設定 ④履行期間の平準化【内容充実】 ⑤低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ⑥適切な設計変更　等
実施に努める事項	①情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】 ②「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】 ③工事中の施工状況の確認 ④週休2日の質の向上【新】 ⑤受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】 ⑥維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】 ⑦参加者確認型随意契約方式の活用【新】　等	①情報通信技術を活用した生産性向上 ②プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ③履行状況の確認 ④受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】 ⑤参加者確認型随意契約方式の活用【新】　等
災害対応	①随意契約等の適切な入札契約方式の活用 ②現地の状況等を踏まえた積算の導入 ③労災保険契約の保険料の予定価格への反映【新】 ④共同企業体等の活用【内容充実】	⑤工事・業務の一時中止【新】 ⑥被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用【新】 等

【参考】「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正（R7）の主なポイント

必ず実施すべき事項（工事）

① 地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また**地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、**競争性の確保に留意しつつ、**競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定**し、各工事の手続期間や工期を考慮して工事の計画的な発注を行う。

② 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を**的確に反映した積算を行う。**また**週休2日の確保の重要性に鑑み、**実態を踏まえた補正を行うこと等を含め、**必要となる経費を適正に計上**する。

③ 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第７条第１項第１号の規定**に違反**すること等から、**これを行わない。**

④ 適正な工期設定

工期の設定に当たっては、工期に関する基準に基づき、工事の内容、**時間外労働基準の遵守、**規模、方法、施工体制、**自然条件**、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**週休2日を前提とした工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、**猛暑・大雪**等の天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。

⑤ 施工時期の平準化【内容充実】

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。その際、工事の実施を担当する部局のみならず、**入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携**を図る。

・**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。

・**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

⑥ 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

⑦ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う。**

⑧ スライド条項の設定等【新】

賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不当となった場合に、発注者又は受注者からの請求により**請負代金額の変更が可能となる条項を工事請負契約書に規定する**とともに、**変更後の請負代金額の算定方法に関する定めを設け、**その適用に関する基準を策定する。

【参考】「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正（R7）の主なポイント

実施に努める事項（工事）

① 情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】

BIM/CIMの適用や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や**書類作成業務の簡素化を図るよう努める。**

さらに、**生産性向上と担い手確保に向けて働き方改革**を進めるため、各段階において**情報通信技術を積極的に活用し、**電子入札システムの導入や地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携、電子納品のオンライン化等の推進に努めるとともに、**生産性向上に資する技術についても積極的に活用**するよう努める。

② 「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】

工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等を採用するよう努める。**新たな資材の活用**が**価格のみを理由に妨げられない**よう配慮する。

③ 工事中の施工状況の確認

受注者の協力の下、**下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保**に関し、その**実態を把握**するよう努める。

④ 週休2日の質の向上【新】

地域における建設業の担い手を中長期的に確保するためには、**他産業と遜色のない休日取得**ができる労働環境確保のため、**土日を休日とする週休2日工事の実施**に取り組むなど、週休２日の取得を推進し、**施工上件に考慮しつつ、その取組の質の向上**に努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】

工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、**ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスを推進**する。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑥ 維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】

地方公共団体において、**維持管理のマンパワーやノウハウ不足の補完**等を図るために、広域的・分野横断的な維持管理を行う際には、**周辺の市町村や都道府県等との発注者間の連携**や、**同一地方公共団体内部において異なるインフラを管理する関係部署間の連携**を図るなど、必要な連携体制の構築に努める。

⑦ 参加者確認型随意契約方式の活用【新】

公共工事に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、**当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており**、過去に発注した同一の内容の工事について特定の一者を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、**当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるとき**は、地域における建設業の担い手確保のため、**参加者確認型随意契約方式の活用**が考えられる。

【参考】「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正（R7）の主なポイント

必ず実施すべき事項（測量、調査及び設計）

① 地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事の発注時期を考慮し、また**地域における担い手の育成・確保に配慮し、**競争性の確保に留意しつつ、**競争参加資格や業務内容等を適切に設定**し、業務の計画的な発注を行う。

② 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算を行う。**

③ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、**時間外労働基準の遵守、**規模、方法、**自然条件**、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、**猛暑・大雪**等天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

④ 履行期間の平準化【内容充実】

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。その際、業務の実施を担当する部局のみならず、**入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携**を図る。

・**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

⑤ 低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

【参考】「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正（R7）の主なポイント

実施に努める事項（測量、調査及び設計）

① 情報通信技術を活用した生産性向上

BIM/CIMの適用や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や**書類作成業務の簡素化を図るよう努める。**

さらに、**生産性向上と担い手確保に向けて働き方改革**を進めるため、各段階において**情報通信技術を積極的に活用し、**電子入札システムの導入や地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携、電子納品のオンライン化等の推進に努めるとともに、**生産性向上に資する技術についても積極的に活用**するよう努める。

② プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

③ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、**条件明示チェックシートの活用**、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

④ 受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】

業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、**ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスを推進**する。

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

⑤ 参加者確認型随意契約方式の活用【新】

業務に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、**当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており**、過去に発注した同一の内容の業務について特定の一者を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、**当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるとき**は、地域における担い手確保のため、**参加者確認型随意契約方式の活用**が考えられる。

【参考】「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正（R7）の主なポイント

災害対応（工事・業務）

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定に当たっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応に当たっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適正に予定価格を設定する。

③ 労災保険契約の保険料の予定価格への反映【新】

災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、**会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて**必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について**第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料**についても必要に応じて的確に積算に反映する。

④ 共同企業体等の活用【内容充実】

不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、**被災地域における迅速かつ効率的な施工が確保**されるよう、施工力・体制を強化するため、必要に応じて、**災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有する建設企業と地域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用**するよう努める。

⑤ 工事・業務の一時中止【新】

災害発生時には、工事目的物等に損害が生じ、又は工事現場の状態が変動したこと等により**工事を施工できない事態の発生が想定される。**また、被災地域では当面、**災害復旧対策を優先**して行うことが必要となる。そのため、災害発生時においては、その時点で**施工中の工事に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。**

⑥ 被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用【新】

被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、発注者は、**公共工事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者を活用**するよう努める。